

南関東防衛局会議運営に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局会議運営に関する達

改正 平成20年 4月 1日南関東防衛局達第8号

改正 令和 2年 9月16日南関東防衛局達第3号

改正 令和 4年 4月 1日南関東防衛局達第2号

(目的)

第1条 この達は、南関東防衛局（以下「局」という。）において、情報の共有及び意思疎通の円滑化を図るため、次条に掲げる会議の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 局に次の会議を置く。

- (1) 局議
- (2) 主務課長等連絡調整会議

(局議)

第3条 局議は、局の業務及び行事について連絡し、協議する場とする。

2 局議は、局長、次長、防衛補佐官、会計監査官、各部長及び総務課長をもって構成する。

3 局議は、局長が招集する。

4 局長は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(局議の運営)

第4条 局議は、原則として隔週ごと1回開催するものとし、必要に応じ、臨時に開催し、又は開催しないことができる。

2 局議の議題は、原則として開催日の直近の勤務日の正午までに総務課に提出するものとする。

3 局議の司会は、総務課長がこれにあたる。

(主務課長等連絡調整会議)

第5条 主務課長等連絡調整会議は、局の業務運営を円滑にするため、各部等相互に関連する事項を連絡し、協議する場とする。

2 主務課長等連絡調整会議は、防衛補佐官、会計監査官、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、装備課長、業務課長及び労務対策官をもって構成

する。

3 主務課長等連絡調整会議は、局議に基づき又は総務課長が招集する。

4 総務課長は、必要があると認めるときは、第2項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

第6条 局議は、局長がこれを主宰する。

2 主務課長等連絡調整会議は、総務課長がこれを主宰する。

(会議の庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年南関東防衛局達第8号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年南関東防衛局達第3号)

この達は、令和2年9月16日から施行する。

附 則 (令和4年南関東防衛局達第2号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。